

○ キャッシュレス推進デーの仙台国税局管内実施税務署

令和7年4月23日現在

所在地（都道府県）	税務署	実施期間 ^{※1}	実施日 ^{※2}	主な取組内容
青森県	青森	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	毎月8日、9日、10日 (1月は追加で18日、19日、20日)	税務署において、以下の取組を実施します。 ①ダイレクト納付等が利用可能である場合には、その場でキャッシュレス納付の利用を案内 ②上記①の操作に当たっては職員がサポート ③源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーによるキャッシュレス納付の疑似体験 ④源泉所得税の納税のために来署した方を中心に、ダイレクト納付利用届出書の提出を依頼 ⑤ミニのぼり旗の設置
	弘前			
	八戸			
	黒石			
	五所川原			
	十和田			
	むつ			
岩手県	盛岡	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	毎月8日、9日、10日 (1月は追加で18日、19日、20日)	税務署において、以下の取組を実施します。 ①ダイレクト納付等が利用可能である場合には、その場でキャッシュレス納付の利用を案内 ②上記①の操作に当たっては職員がサポート ③源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーによるキャッシュレス納付の疑似体験 ④源泉所得税の納税のために来署した方を中心に、ダイレクト納付利用届出書の提出を依頼 ⑤ミニのぼり旗の設置
	宮古			
	大船渡			
	水沢			
	花巻			
	久慈			
	一関			
	釜石			
	二戸			
宮城県	仙台北	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	毎月8日、9日、10日 (1月は追加で18日、19日、20日)	税務署において、以下の取組を実施します。 ①ダイレクト納付等が利用可能である場合には、その場でキャッシュレス納付の利用を案内 ②上記①の操作に当たっては職員がサポート ③源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーによるキャッシュレス納付の疑似体験 ④源泉所得税の納税のために来署した方を中心に、ダイレクト納付利用届出書の提出を依頼 ⑤ミニのぼり旗の設置
	仙台中			
	仙台南			
	石巻			
	塩釜			
	古川			
	気仙沼			
	大河原			
	築館			
	佐沼			

※1 実施期間については、署の実情に応じて開始日が変更となる場合があります。

※2 実施日が土日祝日の場合は、前後する場合があります。

○ キャッシュレス推進デーの仙台国税局管内実施税務署

令和7年4月23日現在

所在地（都道府県）	税務署	実施期間 ^{※1}	実施日 ^{※2}	主な取組内容
秋田県	秋田南	令和7年4月1日～令和8年3月31日	毎月8日、9日、10日 (1月は追加で18日、19日、20日)	税務署において、以下の取組を実施します。 ①ダイレクト納付等が利用可能である場合には、その場でキャッシュレス納付の利用を案内 ②上記①の操作に当たっては職員がサポート ③源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーによるキャッシュレス納付の疑似体験 ④源泉所得税の納税のために来署した方を中心に、ダイレクト納付利用届出書の提出を依頼 ⑤ミニのぼり旗の設置
	秋田北			
	能代			
	横手			
	大館			
	本荘			
	湯沢			
	大曲			
山形県	山形	令和7年4月1日～令和8年3月31日	毎月8日、9日、10日 (1月は追加で18日、19日、20日)	税務署において、以下の取組を実施します。 ①ダイレクト納付等が利用可能である場合には、その場でキャッシュレス納付の利用を案内 ②上記①の操作に当たっては職員がサポート ③源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーによるキャッシュレス納付の疑似体験 ④源泉所得税の納税のために来署した方を中心に、ダイレクト納付利用届出書の提出を依頼 ⑤ミニのぼり旗の設置 ⑥金融機関と連携し、キャッシュレス納付の利用を案内
	米沢			
	鶴岡			
	酒田			
	新庄			
	寒河江			
	村山			
	長井			
福島県	福島	令和7年4月1日～令和8年3月31日	毎月8日、9日、10日 (1月は追加で18日、19日、20日)	税務署において、以下の取組を実施します。 ①ダイレクト納付等が利用可能である場合には、その場でキャッシュレス納付の利用を案内 ②上記①の操作に当たっては職員がサポート ③源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーによるキャッシュレス納付の疑似体験 ④源泉所得税の納税のために来署した方を中心に、ダイレクト納付利用届出書の提出を依頼 ⑤ミニのぼり旗の設置 ⑥金融機関と連携し、キャッシュレス納付の利用を案内
	会津若松			
	郡山			
	いわき			
	白河			
	須賀川			
	喜多方			
	相馬			
	二本松			
	田島			

※1 実施期間については、署の実情に応じて開始日が変更となる場合があります。

※2 実施日が土日祝日の場合は、前後する場合があります。